

## 市税の口座振替に関するQ & A

### 【目次】

#### 1 口座振替登録について

- 問 1-1 口座振替は、どの市税で利用できますか。
- 問 1-2 口座振替ができる金融機関はどこですか。
- 問 1-3 申し込み方法を教えてください。
- 問 1-4 申込書はどこにありますか。
- 問 1-5 納税義務者以外の名義の口座でも登録はできますか。
- 問 1-6 納税通知書が複数あります。どのように口座振替を申し込めばよいですか。
- 問 1-7 納税義務者欄が「〇〇 〇〇外口名」となっていますが、どのように書けばよいですか。また、申請者と納税義務者が違う場合はどのように書けばよいですか。
- 問 1-8 1期分は納付書で納付しました。今から「全期一括」の振替方法で申し込むと2期から一括になりますか。
- 問 1-9 全期一括の振替方法を選択した場合、割引はありますか。
- 問 1-10 口座振替依頼書を金融機関に提出しました。いつから口座振替になりますか。
- 問 1-11 領収書は発行されますか。
- 問 1-12 残高不足などで振替ができなかった場合は、再振替はしてもらえますか。
- 問 1-13 全期一括で登録していますが、残高不足で振替できなかった場合はどうなりますか。
- 問 1-14 軽自動車の車検があるのですが、納税証明書はもらえますか。

## 2 登録口座の変更・廃止について

問 2-1 登録している口座を変更することはできますか。

問 2-2 登録口座は変更せず、振替方法(全納⇔期別)のみ変更することはできますか。

問 2-3 口座振替をやめて、納付書での納付に変更することはできますか。

## 1. 口座振替登録について

### 問1-1 口座振替は、どの市税で利用できますか。

下記の市税について、口座振替が利用できます。  
・固定資産税・市県民税（普通徴収）・軽自動車税種別割・国民健康保険税  
※市県民税（特別徴収）・法人市民税は口座振替ができません。

### 問 1-2 口座振替ができる金融機関はどこですか。

「晴れの国岡山農協」・「中国銀行」・「トマト銀行」・「津山信用金庫」・「備北信用金庫」・「倉吉信用金庫」・「ゆうちょ銀行」  
金融機関の各支店が真庭市外の場合でも振替可能です。

### 問 1-3 申し込み方法を教えてください。

「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳届出印を押印のうえ、振替希望の金融機関の窓口へ提出してください。

- 必要なもの
- ・ 預貯金通帳
  - ・ 通帳お届け印

### 問 1-4 申込書はどこにありますか。

口座振替の申込書は真庭市内の取扱金融機関の窓口、市役所税務課、各振興局に備え付けてあります。  
真庭市外の方でお手元に口座振替依頼書がない場合は、郵送でお送りしますので、連絡をお願いします。

### 問 1-5 納税義務者以外の名義の口座でも登録はできますか。

申し込みできます。  
納税義務者の押印と、預貯金口座のお届け印の押印がそれぞれ必要です。

**問 1-6 納税通知書が複数あります。どのように口座振替を申し込めばよいですか。**

1. 納税義務者が異なる場合

納税義務者ごとに別々の申し込みが必要となります。固定資産税で個人分と共有分が別々にある場合は名義ごとに申し込みをしてください。

2. 同じ納税義務者で、複数の市税の種類がある場合

1枚の申込書で申し込みができます。該当の税目に○を記入して申し込みをしてください。

**問 1-7 納税義務者欄が「〇〇 〇〇外口名」となっていますが、どのように書けばよいですか。また、申請者と納税義務者が違う場合はどのように書けばよいですか。**

納税義務者欄にはそのまま「〇〇 〇〇外口名」と記入してください。

申請者と納税義務者（資産の名義人）が違う場合は納税義務者欄の（〇〇）様分に納税義務者名を記入してください。

**問 1-8 1期分は納付書で納付しました。今から「全期一括」の振替方法で申し込むと2期から一括になりますか。**

年度途中で全期一括の申し込みがあった場合には、その年度中は各期期別での口座振替となります。翌年度から全期一括で振替を開始します。

**問 1-9 全期一括の振替方法を選択した場合、割引はありますか。**

割引はありません。年間の納付額は同じです。

**問 1-10 口座振替依頼書を金融機関に提出しました。いつから口座振替になりますか。**

口座振替の開始は金融機関と市役所の両方の手続きが完了した月の翌月分から開始となります。

金融機関の受付日から手続き完了まで1カ月程度かかる場合がありますので、翌々月の開始となる場合もあります。開始時期が不明な場合は税務課にお問い合わせください。

**問 1-11 領収書は発行されますか。**

領収書は発行していません。振替日以降に、通帳記入によりご確認ください。

**問 1-12 残高不足などで振替ができなかった場合は、再振替はしてもらえますか。**

再振替はしません。振替できなかった場合は、納付書を送付しますので、納付書で納めてください。

**問 1-13 全期一括で登録していますが、残高不足で振替できなかった場合はどうなりますか。**

口座からの再振替はしていませんので、納付書で納付してください。なお、全期一括で振替不能となった場合は、その年度のみ2期以降から期別振替となります。翌年からは、全期一括で振替をします。

**問 1-14 軽自動車の車検があるのですが、納税証明書はもらえますか。**

軽自動車の車検がある場合は、振替の約2週間後にはがきを郵送します。振替後すぐに納税証明書が必要な場合は、振替が記帳された通帳を持参の上、税務課または各振興局で納税証明書の交付手続きをしてください。

## 2. 登録口座の変更・廃止について

### 問 2-1 登録している口座を変更することはできますか。

新たに振替したい口座のある取扱金融機関の窓口申込書を提出してください。登録手続きが完了した翌月から変更後の口座からの振替となります。

### 問 2-2 登録口座は変更せず、振替方法(全納⇔期別)のみ変更することはできますか。

登録口座は変更せず、振替方法の全期一括か期別納付かを変更する場合は、市役所税務課または各振興局にある「全期一括／期別（口座振替）変更申出書」を市役所に提出することで変更が可能です。

### 問 2-3 口座振替をやめて、納付書での納付に変更することはできますか。

市税の口座振替を停止し、納付書での納付を希望される場合は、市役所税務課または各振興局に用意している「市税等口座振替廃止届出書」に必要事項を記入し税務課に提出してください。口座振替廃止の手続きが終了した翌月から廃止となりますので、以後は納付書での納付となります。